

令和6年度事業計画の上期の 実施状況について

令和6年12月2日

全国健康保険協会

令和6年度事業計画の 上期の実施状況 (概要)

1. 基盤的保険者機能関係

● 健全な財政運営

- 令和6年9月開催の第132回運営委員会において、協会けんぽの財政については、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれていることや、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれることなど、先行きが不透明であることを丁寧に説明したうえで、令和7年度保険料率の決定に向けた議論を開始した。
- また、議論の土台となる「協会けんぽ（医療分）の2023年度決算を足元とした収支見通し（2024年9月試算）」について、令和6年7月開催の第131回運営委員会でも出された意見を踏まえ、新たな前提として「賃金の伸び率における構造変化を踏まえた試算の前提」「所得弾力性の考え方を踏まえた試算の前提」を加え、計16パターン（昨年度は7パターン）の「5年収支見通し」や「今後の保険料率に関するシミュレーション」を示すなど丁寧な対応を行った。

● 業務処理体制の強化と意識改革の徹底、サービス水準の向上

- 本部と支部との意見交換により明らかになった課題に対して、支部全体で共有しながら協議し、継続して効率化に向けた取り組みを進めた。
- 「加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供」を実現するため、外国語の通訳専門事業者を活用した三者間通話機能により多言語による相談対応を開始した。
- 加入者等の利便性の向上を図るため、ホームページに掲載しているチャットボットに、令和6年7月に「総合案内」「マイナ保険証関係」、9月に「傷病手当金」「高額療養費」を導入した。

● 現金給付の適正化の推進、レセプト点検の精度向上

- 保険給付適正化PTについては、原則として各支部において毎月開催し、各給付の重点施策の取り組み方針の検討や実施状況を報告するなど、不正事案の発生時に限らず積極的な活用を周知した。なお、不正の疑いのある事案について、保険給付適正化PTで検証のうえ、事業主への立入検査を行った（令和6年9月までの立入検査：1件）。
- レセプト内容点検の効果向上に向けた行動計画を策定し、これに基づき効果的なレセプト点検を実施した。

【KPIの実績】（令和6年9月末時点） 協会のレセプト点検の査定率（※）対前年度以上（KPI：対前年度0.156%）以上：0.137%（前年9月末時点：0.155%）
協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上（KPI：対前年度（8,472円）以上）：9,879円（前年9月末時点：7,609円）

● 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- 保険証回収業務については、保険証返納に係る催告を、日本年金機構の資格喪失処理後10営業日以内に文書等により実施し、その後も未返納である場合は、再催告を実施した。あわせて、「被保険者証回収不能届」が提出された場合は、記載されている電話番号を活用した電話催告を実施（不能届受付から7営業日以内）した。
- 債権管理回収業務については、速やかに債権調定を行い、収納に至らない場合は、文書催告等を実施するとともに、保険者間調整の利用勧奨を積極的に行った。また、納付拒否者に対しては、支払督促や訴訟による法的手続きを実施した。

【KPIの実績】（令和6年9月末時点） 返納金債権（診療報酬差戻還金（不当請求）を除く。）の回収率（KPI：対前年度（63.35%）以上）：47.08%（前年9月末時点：49.64%）

日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率（KPI：対前年度（82.10%）以上）：81.76%（前年9月末時点：84.19%）

● DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- 令和6年12月からのマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向け、安心してマイナ保険証を利用いただけるよう、マイナンバーに紐づけられた加入者情報の確認と合わせ、健康保険の資格情報を簡易に把握できるよう、全ての加入者へ「資格情報のお知らせ」を9月に発行した。

2. 戦略的保険者機能関係

● 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上

- ▶ 令和6年5月に第10回調査研究フォーラムを開催。外部有識者を活用した委託研究の中間報告のほか、支部が実施した分析や取組事例を発表した。また、各種学会において6件（6支部）の調査研究成果を発表したほか、学会誌への掲載も行われた。
- ▶ 統計分析研修については、支部において分析業務の中核を担う職員を中心とした39名を対象に、情報系システムの操作方法及び同システムを用いた医療費・健診データ分析の研修を実施した。

● 外部有識者を活用した調査研究成果の活用

- ▶ 令和3年度採用の5件（第Ⅱ期）、令和4年度採用の4件（第Ⅲ期）、令和5年度採用の3件（第Ⅳ期）の外部委託研究を実施した。また、本年9月には第Ⅴ期委託研究（令和7年4月より開始）に関する公募を開始した。なお、公募にあたっては、主な学会に対し、ホームページへの公募情報の掲載の依頼を行ったほか、医学部・看護系学部を有する大学を中心に案内文書を送付する等、幅広く公募情報の周知を図り、応募件数の増加と透明性の確保に努めた。

● 好事例の横展開

- ▶ 令和6年度パイロット事業（「バイオシミラー情報提供ツールを活用した医療機関へのアプローチ事業」）については、データ分析や医療機関訪問資料の作成、支部向け説明会の開催や実施支部（青森、福島、新潟、石川、福井、静岡、大阪、愛媛、福岡、宮崎）との打合せ、関係団体への訪問、医療機関向け研修会を行うなど、下半期に予定している医療機関訪問に向けた取組を行うとともに、支部向け説明会や医療機関向け研修会へ実施支部以外も参加できることとし、今後の全国展開に向けて実施支部以外へも情報を共有した。
- ▶ 保険者努力重点支援プロジェクトについては、外部有識者の助言を受けながら、令和5年度下期に決定した「課題解決に向けて取り組む令和6年度事業」を決定し、令和6年8月より順次事業を開始した。
また、本プロジェクトで実施した健康課題の洗い出しに向けた分析について、他の44支部でも同様に実施できるよう、分析手法等を取りまとめたマニュアルを策定するとともに、本年9月には、支部長等の支部管理職及び分析担当者を対象とした研修会（分析結果の解釈・評価の視点に関する外部有識者講演等）を開催した。
- ▶ 令和6年3月より、被用者保険（協会けんぽ等）と地域保険（市町村国保）が協働した地域住民全体の健康度の向上が期待できる施策の全国的な推進を目指し、公益社団法人国民健康保険中央会等と協働した保健事業に関する新たなモデル事業を開始した。

● 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上、特定保健指導実施率及び質の向上

- 多くの支部において、トラック協会、商工会議所等に対し、生活習慣病予防健診における自己負担の軽減や、付加健診の対象年齢拡大等を中心とした周知広報及び受診勧奨に取り組んだ。
- 被扶養者に対する特定健診について、がん検診との同時実施が実現していない市区町村に対し、9支部において調整を開始し、3支部において、支部からの依頼に基づく、都道府県から市区町村への協力依頼文書を発出した。これらの取組により、協定を締結した市区町村は408（対前年同月比13増）となり、がん検診との同時実施等に向けた連携を強化した。
- 特定健診における集団健診時のオプション健診については、骨粗鬆症検診を13支部、眼底検査を14支部、歯科検診を1支部開始した。
- 事業者健診データの取得について、都道府県労働局及び労働基準監督署との連名による事業主等への通知を33支部で実施した。また、40支部において外部委託による勧奨を実施した。
- 被保険者の特定保健指導委託機関の更なる拡充を図るため、支部幹部職員による訪問勧奨や、実地調査時の勧奨等の取組を行った結果、上半期で新たに74機関と契約を締結することができ、合計1,525機関となった（対前年同期89機関増）。

【KPIの実績】（令和6年9月末時点）

生活習慣病予防健診実施率（KPI：61.7%以上）：23.2%（前年9月末時点：22.9%）

事業者健診データ取得率（KPI：8.8%以上）：2.4%（前年9月末時点：2.6%）

被扶養者の特定健診実施率（KPI：30.3%以上）：9.4%（前年9月末時点：9.1%）

被保険者の特定保健指導実施率（KPI：21.5%以上）：26.4%（前年9月末時点：24.9%）

被扶養者の特定保健指導実施率（KPI：18.1%以上）：42.3%（前年9月末時点：36.6%）

● 重症化予防対策の推進

- 令和6年4月～9月に実施した、血圧・血糖・LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨（文書による一次勧奨_令和5年10月～令和6年3月健診実施分）の実施件数は369,304人であり、前年同期から8,613人増加した。また、より重症域の者に対しては、全支部において地域の実情を踏まえ、外部委託を活用しつつ、電話（44,142件）、文書（262,616件）、面談（940件）による二次勧奨を実施した。

【KPIの実績】（令和6年9月末時点）

健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（KPI：対前年度（33.0%）以上）：34.0%

● コラボヘルスの推進

- 健康宣言について、事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、事業所における健診実施率・保健指導実施率の目標値の設定など、プロセス及びコンテンツを標準化した健康宣言の基本モデルへの移行を進めた結果、基本モデルへの移行率は9月末時点で83.1%（対前年同月比16.4%増）となった。
- 令和5年10月に開催された日本健康会議において、日本商工会議所と共同発表した内容を踏まえ、各支部において商工会議所等との新たな連携協定の締結を進めた。また、好事例の横展開を目的にモデル地域（茨城、東京、静岡、大阪、岡山、香川、沖縄）を選定し、当該地域においてコラボヘルスの推進を中心とした連携事業を開始した。

【KPIの実績】（令和6年9月末時点）

健康宣言事業所数（KPI：100,000事業所以上）：99,308事業所（令和6年3月末時点：94,740事業所）

● 医療資源の適正使用

- ▶ ジェネリック医薬品使用割合が80%未満の重点取組支部を含む11支部において、先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減可能額をお知らせする「ジェネリック医薬品軽減額通知」を発送した。（一部支部では10月以降に発送）
- ▶ 令和6年度パイロット事業（「バイオシミラー情報提供ツールを活用した医療機関へのアプローチ事業」）において、下半期に予定している医療機関訪問に向けた取組を行うとともに、支部向け説明会や医療機関向け研修会へ実施支部以外も参加できるとし、今後の全国展開に向けて実施支部以外へも情報を共有した。（再掲）

【KPIの実績】（令和6年6月診療分）

全支部において、ジェネリック医薬品使用割合(※2)を80%以上とする。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする：46支部達成

● 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

- ▶ 国の方針として、地域医療構想に係る民間医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うことが示されたことを踏まえ、都道府県から提出されたデータ等も活用し、積極的に意見発信を行った。
- ▶ 中央社会保険医療協議会、社会保障審議会医療保険部会、社会保障審議会介護給付費分科会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続性の確保、地域包括ケアの構築等のトピックに関し、医療保険者の立場から、積極的に意見発信を行った。

● 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ▶ 令和6年度より広報基本方針及び広報計画に基づき広報を実施することとしており、令和6年度広報計画に沿って以下の取り組みを施した。
 - ・最重点広報（健康づくりサイクルの定着）及び特別広報（健康保険証とマイナンバーの一体化）について、特設サイト、動画等の広報資材を制作した。
 - ・広報の中核である協会ホームページについて、加入者利便性向上を図るため、全面リニューアルの作業に着手した。
 - ・令和6年下期より全支部でSNS（LINE公式アカウント）の運用を開始するため、アカウントの取得、マニュアルの整備等を行った。
- ▶ 健康保険委員未委嘱事業所に対し、大中規模事業所・新規適用事業所を中心に電話や文書等による委嘱勧奨を行った。

【KPIの実績】

1) ホームページアクセス数1億3,500万以上：58,914,737アクセス（令和6年9月時点）

2) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を50%以上とするともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする：53.34%（令和6年9月末時点）

3. 組織・運営体制関係

● 新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置

- 支部の業務量の調査結果を踏まえ、支部間バランスの見直し及び支部の戦略的保険者機能の強化や本部機能の強化を図る観点から、人員配置の見直し案の策定を進めた。

● 働き方改革の推進

- 協会としての働き方改革の進め方について、協会の現状を踏まえ、健康経営の推進や女性活躍推進等を中心に基本的な方針を決定した。

● 内部統制の強化

- リスクの未然防止については、全支部において、リスクの洗い出し、分析、評価、対策の策定及び実施までの取組を行った。また、再発防止については、特に注意が必要な事務処理誤り事例の重要なポイントをeラーニングにより全職員に周知した。

● 協会システムの安定運用

- 情報セキュリティを担保しながら、協会業務の停止につながるようなシステム障害を発生させることなく、かつ、日々のシステム運用・保守業務の品質も担保しながらシステムの安定稼働を実現した。

● 業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上

- 令和5年1月にサービスインしたシステムについては、更なる業務効率化を実現するため、支部からのシステム改修・改善要望等を集約・検証のうえ、業務効率化や事務処理誤り防止に向けたシステム改修を行った。

● 中長期を見据えたシステム対応の実現

- 電子申請については、令和8年1月のサービスインに向け適切に工程を管理し、開発設計等は予定通りに実施した。

令和6年度事業計画の 上期の実施状況 (詳細)

(1) 基盤的保険者機能関係

I) 健全な財政運営

- ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、運営委員会や支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。
- ・ 今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。
- ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、国や都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。

【重要度：高】

協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていることは、重要度が高い。

【困難度：高】

協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

・ 令和6年9月開催の第132回運営委員会において、協会けんぽの財政については、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれていることや、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれることなど、先行きが不透明であることを丁寧に説明したうえで、令和7年度保険料率の決定に向けた議論を開始した。

・ また、議論の土台となる「協会けんぽ(医療分)の2023年度決算を足元とした収支見通し(2024年9月試算)」について、令和6年7月開催の第131回運営委員会でも出された意見を踏まえ、新たな前提として「賃金の伸び率における構造変化を踏まえた試算の前提」「所得弾力性の考え方を踏まえた試算の前提」を加え、計16パターン(昨年度は7パターン)の「5年収支見通し」や「今後の保険料率に関するシミュレーション」を示すなど丁寧な対応を行った。

・ 令和5年度決算の状況と今後の協会財政の見通しが依然として不透明な状況であること等を説明したリーフレットを作成し、事業主及び加入者に配布する等、積極的な情報発信を行った。

・ 本部において、中央社会保険医療協議会、社会保障審議会医療保険部会、社会保障審議会介護給付費分科会等において、医療保険者の立場から、積極的に意見発信を行うとともに、各支部においても都道府県から提出されたデータ等も活用し、積極的に意見発信を行った。

—

II) 業務改革の実践と業務品質の向上

① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。
- ・ 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

・ 本部と支部との意見交換により明らかになった課題に対して、支部全体で共有しながら協議し、継続して効率化に向けた取り組みを進めた。

・ 支給決定金額誤りの原因として、前捌きの誤りや不適切な手順による確認処理によるものが報告されている。適正な進捗管理と適正な事務処理を徹底した。

—

事業計画（主な重点施策）

実施状況

KPIの実績

②サービス水準の向上

- ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- ・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての確に対応する。
- ・加えて、「広報基本方針」及び「広報計画」に基づき加入者等の利便性の向上を図り、相談業務の効率化に繋げる。
- ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

■ KPI:

- 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする
- 2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする

- ・支部において柔軟かつ最適な事務処理体制の構築を図るとともに、本部においてもサービススタンダードの達成状況を掲示板に掲載し支部への意識付けを図った結果、令和6年9月末時点の達成率は100%となり、サービススタンダードは遵守された。
- ・広報誌やホームページを活用した制度周知など郵送による申請を促進した結果、令和6年9月末時点の郵送化率は前年度末を上回る95.8%となった。
- ・6月から8月にかけて集合研修を実施した(202人参加)。相談・照会等への正確・迅速・丁寧な対応及びクレーム対応に必要なスキルの習得を目的としており、DVDを活用した事前研修をしたうえで参加し、研修後には参加者が支部内で伝達研修を行った。また、集合研修の内容は、業務グループ職員に限らずWEBでの聴講を呼びかけた。
- ・「加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供」を実現するため、外国語の通訳専門事業者を活用した三者間通話機能により多言語による相談対応を実施した。
- ・加入者等の利便性の向上を図るため、ホームページに掲載しているチャットボットに、令和6年7月に「総合案内」「マイナ保険証関係」、9月に「傷病手当金」「高額療養費」を導入した。
- ・支部・協会ホームページに寄せられたお客様の声をもとに、各支部で課題を把握し、サービス向上に向けた取組を実施した。

①サービススタンダードの達成状況
100%(令和6年9月末時点)

【参考】

99.99%(前年同月末時点)
↓
99.99%(前年度最終結果)

②現金給付等の申請に係る郵送化率
95.8%(令和6年9月末時点)

【参考】

95.5%(前年同月末時点)
↓
95.6%(前年度最終結果)

事業計画（主な重点施策）

実施状況

KPIの実績

③現金給付の適正化の推進

- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。
- ・ 現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT(支部内に設置)において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。
- ・ 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診(いわゆる「部位ころがし」)の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。
- ・ これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高めるために、各支部の管理者・担当者に対する業務研修を実施する。

・ 日本年金機構と連携し、障害年金等の支給状況を確認し、事務処理手順書に基づき、傷病手当金と障害年金等との調整を確実に実施した。(令和6年9月までの併給調整件数:42,522件)

・ 保険給付適正化 PTについては、原則として毎月開催し、各給付の重点施策の取組み方針の検討や実施状況を報告するなど、不正事案の発生時に限らず積極的な活用を周知した。なお、不正の疑いのある事案について、支部の保険給付適正化PTで検証のうえ、事業主への立入検査を行った(令和6年9月までの立入検査:1件)。

・ 海外療養費においては、渡航確認書類等の添付書類、治療目的の渡航かどうか(国内の受診状況)、海外在住被扶養者の海外特例要件及び診療内容の確認を徹底すること、海外出産育児一時金においては、渡航確認書類等の添付書類、事業主等へのヒアリングやレセプトの有無、海外の医療機関への文書照会等により、出産の事実確認を徹底することについて、改めて事務連絡で通知し、重点的な審査を行った。

・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診(いわゆる「部位ころがし」)の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化した結果、全体の申請件数及び多部位かつ頻回の件数は減少している。

また、令和6年6月1日からの料金改定等について事務連絡で通知した。
【全体の申請件数】(令和6年8月末時点)

【3部位以上かつ15日以上以上の申請件数】(令和6年8月末時点)
51,152件(対前年同期:▲2,315件)
【文書照会件数】(令和6年8月末時点)
124,437件(対前年同期:▲7,222件)

・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化するとともに、医師の同意、再同意の確認を徹底した。

また、令和6年6月1日からの料金改定等について事務連絡で通知した。
【長期かつ頻回の警告通知件数】(令和6年9月末時点) 32件

・ マイナンバー情報照会等により、課税収入が収入要件である130万円(60歳以上は180万円)を超過していることを被扶養者状況リストに記載し、削除の可能性が高い被扶養者の解除につなげるよう仕様を変更した。また、次年度以降の事業を検討するため、被扶養者状況リストに扶養解除理由を追加するなど改善を図った。

事業計画（主な重点施策）

実施状況

KPIの実績

④レセプト点検の精度向上

- ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。
- ・自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム(AI)によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト(目視対象に振り分けられたレセプト等)を優先的かつ重点的に審査する。
- ・勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。
- ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革(ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等)の進捗状況を注視し、協会の内容点検体制のあり方について検討する。
- ・資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組むとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえ、資格点検の実施方法や体制の見直しを検討する。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査(二次審査)を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPIを達成することは、困難度が高い。

■ KPI:

- 1) 協会のレセプト点検の査定率(※)について対前年度以上とする
(※)査定率=協会のレセプト点検により査定(減額)した額÷協会の医療費総額
- 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

・レセプト内容点検の効果向上に向けた行動計画を策定し、これに基づき効果的なレセプト点検を実施した。

・システムを活用した効率的な点検、高点数レセプトの点検強化により、内容点検の質的向上を図った。

・点検員のスキル向上のため、診療報酬改定の説明会を行った。

・全支部の査定事例等を掲示板へ掲載し、共有化を行った。

・今後の点検体制の在り方を検討するにあたり、再審査結果と支払基金のレセプト審査区分の整合性等を継続的に確認した。

・レセプト点検時の抽出条件に新たに支払基金のレセプト審査区分の項目を追加するとともに、再審査結果データに支払基金のレセプト審査区分の項目を追加したデータを支部に提供し、効率的なレセプト点検の推進を図った。

・毎月支部から報告される行動計画管理表の内容を確認し、各支部における行動計画の取組み状況や、KPI等の進捗状況を正確に把握し、実績が低い支部に対してヒアリングを行い、改善に向けた的確な指示を行った。

・マイナンバーカードと健康保険証の一体化を踏まえ、資格点検の実施方法の見直し及びシステム改修の検討を行った。

①査定率
0.137%(令和6年9月末時点)
※ 目標:0.156%以上

【参考】
0.155%(前年同月時点)
↓
0.156%(前年度最終結果)

②再審査1件当たり査定額
9,879円(令和6年9月末時点)
※ 目標:8,472円以上

【参考】
7,609円(前年同月時点)
↓
8,472円(前年度最終結果)

⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・発生した債権(返納金、損害賠償金等)については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
- ・債権回収をより円滑に実施するため、研修等を充実させ、債権担当職員の知識やスキルを向上させる。
- ・無資格受診に係る返納金の発生を抑制するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。
- ・日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑制効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることとなるため、(保険証を添付できる)紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振り替える仕組み。

※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険(資格が有効な保険者)とで直接調整することで、返納(弁済)する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

■ KPI:

- 1) 返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率を対前年度以上とする
- 2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を対前年度以上とする
※マイナンバーカードと健康保険証の一体化(健康保険証の廃止)が行われるまでの取組とする

・保険証回収業務については、保険証返納に係る催告を、日本年金機構の資格喪失処理後10営業日以内に文書等により実施し、その後も未返納である場合は、再催告を実施した。あわせて、「被保険者証回収不能届」が提出された場合は、記載されている電話番号を活用した電話催告を実施(不能届受付から7営業日以内)した。

・日本年金機構との連絡会議において、保険証の早期返却及び確実な回収登録について、意見交換を行った。

・債権管理回収業務については、速やかに債権調定を行い、収納に至らない場合は、文書催告等を実施するとともに、保険者間調整の利用動向を積極的に行った。また、納付拒否者に対しては、支払督促や訴訟による法的手続きを実施した。

・遊及喪失等処理により発生する返納金債権の多くは高額になる傾向があることから、未納防止を目的としたチラシを作成し、事業所等に対する周知を要請した。

債権回収率
①47.08%(令和6年9月末時点)
※ 目標:63.35%以上

【参考】
49.64%(前年同月時点)
↓
63.35%(前年度最終結果)

②81.76%(令和6年9月末時点)
※ 目標:82.10%以上

【参考】
84.19%(前年同月時点)
↓
82.10%(前年度最終結果)

事業計画（主な重点施策）

実施状況

KPIの実績

Ⅲ)DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

- i) オンライン資格確認等システムの周知徹底
 - ・ 医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。特に、2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。
 - ・ マイナンバー未収録の解消を図るとともに、マイナンバーを正確に収録するため、システムによる確認の改善及び加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。
- ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応
 - ・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。
- iii) 電子申請等の導入
 - ・ 2025年度中の電子申請等の導入に向けて、2023年中に行った要件定義に基づき、システム開発を進める。

【重要度：高】

オンライン資格確認等システムは、国の進める医療DXの基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。

- KPI: 令和6年11月末時点のマイナ保険証の利用率を50%以上とする

- i) オンライン資格確認等システムの周知徹底
 - ・ 令和6年5月にマイナンバーの提出勧奨を事業所宛に実施した。提出拒否事業所に所属する未収録者に対しては、個人宛に提出勧奨を実施した。また、令和6年9月に発行した「資格情報のお知らせ」において、マイナンバー未収録者に対しマイナンバー登録申出書を同封し登録勧奨を実施した。
 - ・ マイナ保険証関連チラシ・ポスターの支部窓口への設置や掲示を行った。
 - ・ 郵送物へのマイナ保険証関連チラシの同封を行った。
 - ・ 事業所訪問時(健康宣言の訪問勧奨、特定保健指導実施、出前講座等)に事業所担当者等へマイナ保険証関連チラシの配布を行った。
 - ・ 名刺にマイナ保険証利用PR・イラストを掲載した。
 - ・ 協会職員に対して、積極的なマイナ保険証利用の呼びかけを行った。
 - ・ マイナ保険証利用推進メッセージを掲載した一般業務用封筒・健康保険業務用手封入用封筒(汎用)を作成・使用した。
- ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応
 - ・ 令和6年12月からのマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向け、安心してマイナ保険証を利用いただけるよう、マイナンバーに紐づけられた加入者情報の確認と合わせ、健康保険の資格情報を簡易に把握できるよう、全ての加入者へ「資格情報のお知らせ」を9月に発行した。
 - ・ 加入者からの問い合わせに対応するため、マイナンバー専用ダイヤルを開設した。また、支部への問い合わせにも対応できるよう、全支部の自動音声応答システム(IVR)を改修しマイナンバー専用ダイヤルへ繋がる仕組みとした。
 - ・ コールセンターにおいては、増加する外国人加入者に対応するため、多言語(22か国語)対応を実施した。
 - ・ マイナ保険証移行にかかる事業を円滑に実施できるよう、支部に対して5月、8月、9月に説明会を実施した。
 - ・ 電子処方箋については、厚生労働省と連携し、周知用チラシ・ポスターを作成した。チラシについては、納入告知書に同封し、ポスターについては、各支部に配布を行った(納入告知書 令和6年4月、ポスター 令和6年7月)。
- iii) 電子申請等の導入
 - ・ 電子申請等の導入に向け、スケジュール通りに準備を進めている。

(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮

I) データ分析に基づく事業実施

① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上

- ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。
- ・本部は、医療費・健診データ等の支部ごとの地域差にかかる分析を実施するほか、支部における分析に資するデータを作成・提供する。支部は、地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、外部有識者との共同分析を推進する。
- ・本部・支部における調査研究・分析の成果を内外に広く情報発信するため、「調査研究フォーラム」を開催するとともに、調査研究報告書の発行及び各種学会での発表を行う。
- ・データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、医療費・健診データ等分析用マニュアルを活用した分析方法の説明会を分析担当者向けに開催するほか、統計分析研修や本部と支部の連携強化に加え、支部間で研鑽を積むことのできる環境整備等による人材育成を通して、協会における調査研究の質の底上げを図る。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。

・5月30日に第10回調査研究フォーラムを開催。外部有識者を活用した委託研究第Ⅱ・Ⅲ期の中間報告及び協会支部が実施した分析や取組事例を発表した。また、各種学会において6件(6支部)の調査研究成果を発表したほか、協会支部が共同研究者となっている演題発表や学会誌への掲載も行われた。

・調査研究報告書は掲載案件の募集を行い、支部からの11件(健診・保健指導関係：7件、コラボヘルス：4件)及び外部有識者を活用した委託研究9件を掲載予定(下期に公表予定)。

・次年度事業の計画策定期前に先立って、医療費・健診データ等分析マニュアルのオンライン説明会を9月に開催。本部職員によるマニュアルの説明と操作画面のデモ操作に加え、協会分析アドバイザーである外部講師による講演も実施。

・統計分析研修については、6～7月にかけて支部において分析業務の中核を担う職員を中心に39名に対して対面形式で、情報系システムの操作方法及び同システムを用いた医療費・健診データ分析の研修を実施した。

—

事業計画（主な重点施策）

実施状況

KPIの実績

② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用

・協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を実施する。外部有識者が行う調査研究の円滑な実施のため、研究への助言等を行う。
 ・当該研究成果等を踏まえ、国への政策提言及びパイロット事業等を通じ、協会が実施する取組の改善や新たな事業の実施に向けた検討を進める(ガイドラインの策定等)。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

外部有識者の研究への助言や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。

実施中の第Ⅱ～Ⅳ期の研究については、9月～10月にかけてミーティングを開催し、進捗状況やスケジュールの確認や今後の進め方等についての議論を行っている。各期の件数及び研究テーマ・研究代表者は以下の通り。

●第Ⅱ期 5件

- ・生活習慣病の疾病別医療費の地域差に関する研究(摂南大学農学部食品栄養学科 小川 俊夫 教授)
- ・支部単位保険料率の背景にある医療費の地域差の要因に関する研究(東北大学災害科学国際研究所 藤井 進 准教授)
- ・機械学習を用いた生活習慣病の治療行動予測モデルの構築(岩手医科大学医学部衛生学公衆衛生学講座 丹野 高三 教授)
- ・予防医療が本人と家族に及ぼす効果に関する研究(東京大学大学院経済学研究科 飯塚 敏晃 教授)
- ・メンタル疾患・生活習慣病の発症リスク削減、医療費適正化に向けた機械学習予測モデルの構築と因果推論(京都大学白眉センター 井上 浩輔 特定准教授)

●第Ⅲ期 4件

- ・協会けんぽにおける今後の保健事業等の基盤整備を目指した調査分析(東京大学未来ビジョン研究センター 井出 博生 特任准教授)
- ・就労女性の性に関連する健康と労働生産性の実証研究(秋田大学大学院医学系研究科 野村 恭子 教授)
- ・患者・供給者の行動変容と保険者機能強化による医療サービスの効率化(上智大学経済学部経済学科 中村 さやか 教授)
- ・保健事業による健康アウトカムを改善するための行動インサイト:因果探索の応用(京都大学大学院医学研究科 福間 真悟 特定教授)

●第Ⅳ期 3件

- ・協会けんぽ加入者の高額医療費集団に特徴的な疾患群に対する効率的医療費適正化を目指した多元統括的研究(慶應義塾大学予防医療センター 伊藤 裕 特任教授)
- ・高血圧治療開始前から治療期までの血圧コントロール不良要因とその地域差の解明(東北医科薬科大学医学部 目時 弘仁 教授)
- ・データ分析の結果を活用する新たな保健事業に向けた調査分析及びモデル開発に関する研究(産業医科大学医学部 村松 圭司 准教授)

また、第Ⅴ期委託研究(2025年4月より開始)の募集を9月より開始(募集期限:11月8日)した。なお、公募にあたっては、主な学会に対しホームページへの公募情報の掲載の依頼の他、医学部・看護系学部を有する大学を中心に、大学への案内文書を送付する等、幅広く周知を図り、応募件数の増加と透明性の確保に努めた。

事業計画（主な重点施策）

実施状況

KPIの実績

③ 好事例の横展開

i) 本部主導型パイロット事業

・ 第5期アクションプランにおいて整理した本部主導型のパイロット事業の仕組みのもと、協会が取り組むべき課題として本部が設定したテーマについて、支部の取組結果をもとに効果的な手法を確立し、当該手法の横展開を図る。

ii) 保険者努力重点支援プロジェクト

・ データ分析や事業企画等を本部とプロジェクト対象3支部(北海道、徳島、佐賀支部)が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」について、医療・公衆衛生・健康づくり等に精通した外部有識者の助言を得ながら、令和5年度に決定した保険料率上昇の抑制が期待できる事業を実施する。なお、その際には、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した取組や意見発信等も行う。
・ 当該プロジェクトの実施を通じ蓄積した分析手法に関するノウハウについて、全支部への横展開を図る。

【重要度：高】

医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析(課題の洗い出し)等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビックデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の助言を踏まえた医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等に当たっては、高度な医学知識も要することから困難度が高い。加えて、各支部においては、これまでも地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象3支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。

i)

・ 令和5年度実施の2事業(「健診当日の特定保健指導の効果的な利用動奨等」、「地域特性・職域特性を踏まえた重点的喫煙対策」)について、実施結果を取りまとめ、各支部への情報共有を行った。
・ 令和6年度パイロット事業(「バイオシミラー情報提供ツールを活用した医療機関へのアプローチ事業」)については、データ分析や医療機関訪問資料の作成、支部向け説明会の開催や実施支部(青森、福島、新潟、石川、福井、静岡、大阪、愛媛、福岡、宮崎)との打合せ、関係団体への訪問、医療機関向け研修会を行うなど、下半期に予定している医療機関訪問に向けた取組を行うとともに、支部向け説明会や医療機関向け研修会へ実施支部以外も参加できることとし、今後の全国展開に向けて実施支部以外へも情報を共有した。

ii)

・ 第118回運営委員会(令和4年9月14日開催)で開始を報告した保険者努力重点支援プロジェクトについては、医療・公衆衛生・健康づくり等に精通された外部有識者からの助言を都度受けながら、健康課題等の洗い出しに向けたデータ分析、健康課題の解決に向けた事業企画に関して、本部と対象3支部(北海道、徳島、佐賀)が連携して実施。
・ 令和5年度下期には、「優先して解決すべき5つの健康課題」と、「課題解決に向けて取り組む令和6年度事業」について決定し、令和6年8月より順次事業を開始した。
・ 対象3支部と同じ健康課題のある全支部への横展開を見据え、事業の性質に応じて、令和7年度以降の適切な時期に医療費や健診データを用いた定量的な効果検証(事業評価)を行うとともに、効果的な手法等の確立を目指す。
・ 加えて、本プロジェクトで実施した健康課題の洗い出しに向けた分析について、他の44支部でも同様に実施できるよう、分析手法を取りまとめたマニュアルを策定し、令和6年3月末に支部へ展開するとともに、本年9月には、支部長等の支部管理職及び分析担当者を対象とした研修会(分析結果の解釈・評価の視点に関する外部有識者講演等)を開催した。

・ 将来的に医療保険制度の枠を超えて、被用者保険(協会けんぽ等)と地域保険(市町村国保)が協働した生活習慣病の発症予防や健康づくりの取組、ひいては地域住民全体の健康度の向上が期待できる施策の全国的な推進を目指し、公益社団法人国民健康保険中央会等と協働した保健事業に関するモデル事業を令和6年3月より開始。
本モデル事業では、国民健康保険中央会、鳥取県及び佐賀県国民健康保険団体連合会、モデル2市町(鳥取県湯梨浜町・佐賀県鳥栖市)と協会本部及び支部が、データ分析や健康づくりの推進に資する広報等のポピュレーションアプローチに取り組むほか、事業主を介したアプローチ(動奨等)が難しい被扶養者を対象としたハイリスクアプローチ(特定保健指導や未治療者の医療機関受診動奨)についても協働で実施。

・ 令和7年度以降の事業拡大を目指し、令和6年度末までの実施結果を踏まえ、国民健康保険中央会等との協働による効果検証を実施するほか、地域保険と協働して実施する事業の効果的な手法等の確立に向けた検討も進める。

事業計画（主な重点施策）

実施状況

KPIの実績

Ⅱ)健康づくり

①保健事業の一層の推進

- i) 第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組
 - ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コロボヘルスの取組」を柱とし、支部ごとに策定する第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。
- ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備
 - ・支部において保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持するため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。
 - ・保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師に対し、全国研修に加え、新たにブロック単位による研修を実施する。
 - ・併せて、専門職以外の保健事業に携わる職員の研修内容の充実を図るとともに、新たに保健グループ長に対する研修を実施する。

- i)
 - ・支部ごとの健康課題の解決に向けて、第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)の初年度である令和6年度の取組を着実に実施した。その際、市町村国保をはじめとする他保険者のデータヘルス計画、都道府県健康増進計画、医療費適正化計画等に基づく取組との調和を図り、地域・職域の健康課題の解消に向けて関係者が一体となって取り組むことが重要であることから、関係機関との連携を図るため、都道府県(国民健康保険主管課、地域保健主管課、健康増進課等)及び国民健康保険団体連合会等に対して訪問等による情報共有を実施した。
 - ・支部における第3期データヘルス計画の達成に向けた事業展開や事業実施結果の評価等に活用すべく、令和5年度「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」(支部における健診項目のリスク保有状況等の特徴把握に資するもの)や令和5年度「支部別スコアリングレポート」(支部ごとの特定健診の結果や医療費等に関する年齢調整後の平均値等を「見える化」したものを、本年8月に支部へ展開した。
- ii)
 - ・支部において保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持するため、本部及び支部において採用活動を行った結果、9月末時点で41支部において複数名体制を構築した。

—

・支部保健師の役割を担う人材を育成するため、全国の支部保健師を対象に9月に保健師全国研修を行い、企画力及び保健指導力の更なる向上を図った。

②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・被保険者に対する生活習慣病予防健診(特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの)について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、2023年度に実施した自己負担の軽減に加え、2024年度から付加健診の対象年齢を拡大するとともに、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。
- ・被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、市区町村との協定締結を進めるなど連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を進めるとともに、骨粗鬆症及びその予備群を早期に発見するための「骨粗鬆症検診」、歯科疾患の早期発見・重症化予防を図るための「歯科検診」、緑内障等失明に繋がる重大な病気の早期発見のための「眼底検査」を集団健診時のオプション健診として追加し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。
- ・事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・協会(3者間)での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度目標値(70%)が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ KPI:

- 1)生活習慣病予防健診実施率を61.7%以上とする
- 2)事業者健診データ取得率を8.8%以上とする
- 3)被扶養者の特定健診実施率を30.3%以上とする

・生活習慣病予防健診の受診者数は、前年同期から125,191人増加した。また、事業者健診データの取得件数は、前年同期から20,598人減少した。被扶養者の特定健診の受診者数は、前年同期から3,860人減少した(9月末時点)。

・多くの支部において、トラック協会、商工会議所等に対し、生活習慣病予防健診における自己負担の軽減や、付加健診の対象年齢拡大等を中心とした周知広報及び受診勧奨に取り組んだ。

・被扶養者に対する特定健診について、がん検診との同時実施が実現していない市区町村に対し、9支部において調整を開始し、3支部において、支部からの依頼に基づく、都道府県から市区町村への協力依頼文書を出した。これらの取組により、協定締結を行った市区町村は408(対前年13増)となり、がん検診との同時実施等に向けた連携を強化した。

・特定健診における集団健診時のオプション健診については、骨粗鬆症検診を13支部、眼底検査を14支部において開始し、また、歯科検診についても開始した。

・事業者健診データの取得について、都道府県労働局及び労働基準監督署との連名による事業主等への通知を33支部で実施した。また、40支部において外部委託による勧奨を実施した。

- (令和6年9月末時点)
- ①生活習慣病予防健診23.2%
 - ②事業者健診2.4%
 - ③被扶養者の特定健診9.4%
- 【参考】
- (前年同月時点)
- ①生活習慣病予防健診22.9%
 - ②事業者健診2.6%
 - ③被扶養者の特定健診9.1%
- ↓
- (前年度最終結果)
- ①生活習慣病予防健診57.7%
 - ②事業者健診7.1%
 - ③被扶養者の特定健診28.3%

事業計画（主な重点施策）

実施状況

KPIの実績

③特定保健指導実施率及び質の向上

- i) 特定保健指導実施率の向上
 - ・ 2022年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内(指導機会の確保を含む)の徹底を図る。
 - ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用動奨を実施する。
 - ・ 経年的に特定保健指導の利用がない事業所に情報提供するため、特定保健指導実施率が高い事業所における職場環境整備に関する創意工夫について、事例集等を作成する。
 - ・ 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、健康意識が高まる健診当日や健診結果提供時における効果的な利用案内について、2023年度パイロット事業等の成果を検証し、全国展開の可否を検討する。

- ii) 特定保健指導の質の向上
 - ・ 2024年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」(特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する)に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、協会における運用、効果的な保健指導において備えるべき要素等のスキル習得に向けた研修を行う。
 - ・ また、特定保健指導の成果の見える化を図るとともに、ICTを組み合わせた特定保健指導を推進するための環境整備に取り組む。

【重要度：高】
 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】
 協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- KPI:
 - 1)被保険者の特定保健指導実施率を21.5%以上とする
 - 2)被扶養者の特定保健指導実施率を18.1%以上とする

④重症化予防対策の推進

- ・ 従来のみタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診動奨を着実に実施するとともに、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診動奨を新たに実施する。また、特定保健指導と併せて、健康意識が高まる健診当日や健診結果提供時における効果的な受診動奨について、2023年度パイロット事業等の成果を検証し、全国展開の可否を検討する。
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。また、加入者のQOLの維持及び医療費適正化の観点から、外部有識者の研究成果を踏まえ、人工透析につながる要因となる糖尿病性腎症に対する受診動奨を拡充する。

【重要度：高】
 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。

- KPI: 健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする

・被保険者の特定保健指導の実施者数は、前年同期から13,057人増加した。また、被扶養者の特定保健指導の実施者数は、前年同期から1,343人増加した(9月末時点)。

・外部委託機関の更なる拡充を図るため、支部幹部職員による訪問動奨や、実地調査時の動奨等の取組を行った結果、上半期で新たに74機関と契約を締結することができ、合計1,525機関となった(対前年同期89機関増)。

・実施率への影響が大きいと見込まれる事業所への主な取組として、健康宣言事業所であり、かつ特定保健指導実施率が低い事業所に対して幹部職員が訪問し、特定保健指導の受入動奨等の取組を行った。

・経年的に特定保健指導の利用がない事業所への情報提供に資するよう、業態別で特定保健指導の実施率が低い5業態(職別工事業、道路貨物運送業、飲食店、医療・保健衛生、その他の対事業所サービス業)の中から特定保健指導の実施率が極めて高い事業所をそれぞれ選定し、事例集作成に向けて取材対応を開始した。また、特定保健指導の実施機関拡大に向けて、健診機関向け事例集も併せて作成することとし、契約健診機関の中から優れた実績を上げている4機関に対して取材対応を開始した。

・2024年度から開始された第4期特定健診・特定保健指導において、アウトカム指標が導入されたことを契機に、更なる成果を重視した特定保健指導を推進するため、全国の支部保健師を対象に9月に保健師全国研修を行った。

(令和6年9月末時点)
 ①被保険者26.4%
 ②被扶養者42.3%

【参考】
 (前年同月末時点)
 ①被保険者24.9%
 ②被扶養者36.6%
 ↓
 (前年度最終結果)
 ①被保険者19.8%
 ②被扶養者15.6%

※保健指導の分母は当該期間の健診受診者における保健指導対象者であるため、実施率が年度最終結果より高く算出される。

・令和6年4月～9月に実施した、血圧・血糖・LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診動奨(文書による一次動奨_令和5年10月～令和6年3月健診実施分)の実施件数は369,304人であり、前年同期から8,613人増加した。また、より重症域の者に対しては、全支部において地域の実情を踏まえ、外部委託を活用しつつ、電話(44,142件)、文書(262,616件)、面談(940件)による二次動奨を実施した。

・糖尿病性腎症患者の重症化予防について、都道府県・市区町村医師会等との調整等を進め、かかりつけ医等と連携した取組等を35支部で実施した(9月末時点)。

(令和6年9月末時点)
 34.0%
 ※令和5年4月～8月健診受診者分

事業計画（主な重点施策）

実施状況

KPIの実績

⑤コロパヘルスの推進

- ・健康宣言について、健康宣言事業所(以下「宣言事業所」という。)数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化(事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化)を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
- ・中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定締結を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。
- ・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題(喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など)に着目した実効性のある新たなポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。
- ・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。

【重要度:高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)等において、コロパヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコロパヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- KPI:健康宣言事業所数を100,000事業所(※)以上とする
- (※)標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

・健康宣言事業所数は前年度末から、4,568事業所増加し、99,308事業所となった。

・健康宣言について、事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、事業所における健診実施率・保健指導実施率の目標値の設定など、プロセス及びコンテンツを標準化した健康宣言の基本モデルへの移行を進めた結果、基本モデルへの移行率は9月末時点で83.1%(対前年同月比16.4%増)となった。

・令和5年10月に開催された日本健康会議において、日本商工会議所と共同発表した内容を踏まえ、各支部において商工会議所等との新たな連携協定の締結を進めた。また、好事例の横展開を目的にモデル地域(茨城、東京、静岡、大阪、岡山、香川、沖縄)を選定し、当該地域においてコロパヘルスの推進を中心とした連携事業を開始した。

・メンタルヘルス対策として、産業保健総合支援センター等の業務内容を紹介したリーフレットを引き続き配布したほか、各支部において、セミナーや出前講座を実施した。また、メンタルヘルス対策の一層の推進に向けて、産業保健総合支援センターを所管する労働者健康安全機構と協議を行い、各地において連携の強化を行うことを確認した。

99,308事業所(令和6年9月末時点)

【参考】
94,740事業所(令和6年3月末時点)

事業計画（主な重点施策）	実施状況	KPIの実績
<p>Ⅲ)医療費適正化</p> <p>①医療資源の適正使用</p> <p>i)ジェネリック医薬品の使用促進 ・協会のジェネリック医薬品使用割合は、2023年3月診療分で81.7%と、80%以上の水準まで達している。使用割合が80%以上の支部は、この水準を維持・向上できるよう、また、使用割合が80%未満の支部は、早期に80%以上に到達することを目指して、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。 ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組むとともに、医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえた取組を行う。</p> <p>ii)バイオシミラー(バイオ後続品)の使用促進 ・国の方針(※1)を踏まえ、2024年度パイロット事業等を通じ、取組方法の確立や効果検証を行う。</p> <p>(※1)「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上をすることを旨とする」</p> <p>iii)ポリファーマシー(多剤服用の有害事象)等対策 ・ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。</p> <p>iv)上手な医療のかかり方 ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。</p> <p>i)～iv)の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p> <p>【重要度：高】 医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても80%を達成していない支部について早期に80%を達成する必要があり、重要度が高い。 また、第46回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ(令和5年4月28日開催)において定められた国の目標である、「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI: 1)全支部において、ジェネリック医薬品使用割合(※2)を80%以上とする。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。 (※2)医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする 2)バイオシミラーに80%(※3)以上置き換わった成分数が全体の成分数の18%(※4)以上とする (※3) 数量ベース (※4) 成分数ベース</p>	<p>・ジェネリック医薬品使用割合が80%未満の重点取組支部を含む11支部において、先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減可能額をお知らせする「ジェネリック医薬品軽減額通知」を発送した(一部支部では10月以降に発送)。 ・10月より開始される長期収載品の選定療養制度についてホームページ等で広報を行った。</p> <p>・令和6年度パイロット事業(「バイオシミラー情報提供ツールを活用した医療機関へのアプローチ事業」)において、データ分析や医療機関訪問資料の作成、支部向け説明会の開催や実施支部との打合せ、関係団体への訪問、医療機関向け研修会を行うなど、下半期に予定している医療機関訪問に向けた取組を行うとともに、支部向け説明会や医療機関向け研修会へ実施支部以外も参加できることとし、今後の全国展開に向けて実施支部以外へも情報を共有した。(再掲)</p> <p>・本部・支部において、ホームページ等を活用した広報を行った。</p> <p>・本部において、「上手な医療のかかり方」について啓発資料を作成し、ホームページ等で周知・啓発を図る。 ・支部において、医療データを活用した医療提供体制等に係る分析結果や「上手な医療のかかり方」について、ホームページ、納入告知書リーフレット等により情報提供を行った。</p>	<p>1)47支部中46支部達成(2024年6月診療分)</p>

事業計画（主な重点施策）	実施状況	KPIの実績
<p>②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。</p> <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信 ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果(医療費の地域差や患者の流出状況等)や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</p> <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 ・ 協会財政の先行きが不透明であることを踏まえ、医療保険部会や中央社会保険医療協議会等の国の会議において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。 ・ また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対し、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。</p> <p>【重要度：高】 効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p>	<p>・ 国の方針として、地域医療構想に係る民間医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うことが示されたことを踏まえ、都道府県から提出されたデータ等も活用し、積極的に意見発信を行った。</p> <p>・ 中央社会保険医療協議会、社会保障審議会医療保険部会、社会保障審議会介護給付費分科会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続性の確保、地域包括ケアの構築等のトピックに関し、医療保険者の立場から、積極的に意見発信を行った。</p>	<p>-</p>
<p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <p>・ 2021年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。 ・ 現行制度の枠組みのあり方に関する今後の見直しの検討に向けて、インセンティブ制度に対する政府の方針、健康保険組合・共済組合における後期高齢者支援金加算・減算制度の実施状況等を注視する。 ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。</p>	<p>・ 健康保険組合・共済組合における後期高齢者支援金加算・減算制度の方針について確認した。 ・ 支部において、支部ホームページやメールマガジン、納入告知書同封チラシ等を活用した広報を実施した。</p>	<p>-</p>
<p>IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <p>・ 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。 ・ このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。 ・ 具体的には、 ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する ③本部は統一的観点から、支部は地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する ④評価・検証・改善のプロセス(PDCAサイクル)を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めている。 ・ 本部においては、ホームページや全支部共通広報資料等の統一的に使用可能な各種広報ツールにより、全国で一律に周知すべき内容を中心とした広報を実施する。特にホームページについては、チャットボットの本格導入や利用者目線で改善を図る。また、SNSによる情報発信を全支部で開始する。 ・ 支部においては、広報テーマに応じた広報資料を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。 ・ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。</p> <p>■ KPI: 1) ホームページアクセス数を1億3,500万以上とする 2) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を50%以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする</p>	<p>・ 令和6年度より広報基本方針及び広報計画に基づき広報を実施することとしており、令和6年度広報計画に沿って実施した。</p> <p>・ 最重要広報(健康づくりサイクルの定着)及び特別広報(健康保険証とマイナンバーの一体化)について、特設サイト、動画等の広報資料を制作した。なお、下期に各支部においてこの資料を活用した広報を行う。</p> <p>・ 広報の中核である協会ホームページについて、加入者利便性向上を図るため、全面リニューアルの作業に着手した。なお、本部にPTを、各支部に担当者を設置し万全の実施体制を整えている。</p> <p>・ 現行ホームページの利便性向上対策として、新たに総合案内、傷病手当金、高額療養費のチャットボットを導入した。</p> <p>・ 全支部共通広報資料について、令和6年12月のマイナ保険証への移行(保険証の交付廃止)に対応するため、改訂作業を進めた。</p> <p>・ 令和6年下期より全支部でSNS(LINE公式アカウント)の運用を開始するため、アカウントの取得、マニュアルの整備等を行った。</p> <p>・ 健康保険委員未委嘱事業所に対し、大規模事業所・新規適用事業所を中心に電話や文書等による委嘱勧奨を行った結果、令和6年9月末時点の全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合は53.34%となった。</p>	<p>①ホームページのアクセス数(令和6年9月末時点) 58,914,737アクセス</p> <p>②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合 53.34%(令和6年9月末時点)</p> <p>【参考】 51.68%(前年同月末時点) 対前年同月:+1.66%</p> <p>52.64%(前年度末) 対前年度末:+0.70%</p> <p>②委嘱事業所数 314,967事業所(令和6年9月末時点)</p> <p>【参考】 284,211事業所(前年同月末時点) 対前年同月:+30,756</p> <p>299,538事業所(前年度末) 対前年度末:+5.15%</p>

(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

I) 人事・組織

① 人事制度の適正な運用

- ・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。
- ・ 人事制度の見直しについて、検討結果を踏まえ、制度改正案を策定するとともに、改正内容の実施に向け、職員への制度説明や改正に対応したシステム改修等の準備を進める。

- ・ 人事評価結果を賞与や昇給、昇格に適切に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進した。
- ・ 人事制度の改正案を策定し、改正内容の実施に向け、システム改修等の準備を進めたほか、下期には制度概要について支部長等へ説明会を実施する。

-

② 新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置

- ・ 支部の業務量の調査結果を踏まえ、人員配置のあり方を検討し、支部毎の適正な人員配置数を決定するとともに、人事異動等の機会をとらえて適正な人員数に向けた人員配置を段階的に実施する。

- ・ 支部の業務量の調査結果を踏まえ、支部間バランスの見直し及び支部の戦略的保険者機能の強化や本部機能の強化を図る観点から、人員配置の見直し案の策定を進めた。

-

③ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

- ・ 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 加えて、更なる保険者機能の発揮に必要な能力を兼ね揃えた人材を育成するため、研修の体系や内容等の見直しを引き続き検討する。
- ・ その他、支部がそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。

- ・ 令和6年度研修実施計画に基づき、研修を以下のとおり実施した。
 - ・ 階層別研修：7講座 計12回実施
 - ・ 業務別研修：5講座 計16回実施
 - ・ 業務別研修(eラーニング)：1講座
 - ・ 必須研修：3講座
- ・ 広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、スタッフ及び主任を対象に、統計分析に関する基礎的な知識の習得等を目的とした研修を実施した。また、分析担当者を対象に、統計情報の使い方や医療費分析等に必要スキルの習得等を目的とした研修を実施した。
- ・ ハラスメント相談を受けたときの適切な対処(対応フロー)を学ぶため、全支部の支部長、部長、グループ長及びハラスメント相談員を対象にeラーニングシステムを活用してハラスメント相談に関する研修を実施した。

④ 働き方改革の推進

- ・ すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。
- ・ 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。
- ・ また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。

- ・ 協会としての働き方改革の進め方について、協会の現状を踏まえ、健康経営の推進や女性活躍推進等を中心に基本的な方針を決定した。また、健康経営の推進体制を策定し、10月1日に健康宣言を行い取組みを開始した。

- ・ 子育て、介護、治療と仕事の両立支援について、利用可能な制度等を職員に周知できるようにハンドブックを作成するため、内容等の検討を進めた。

- ・ 電子掲示板を活用して一般事業主行動計画を職員に周知するとともに、計画的な年次有給休暇の取得を促すための意識啓発ポスターを作成し、全支部において掲示した。また、心身のリフレッシュ等のため、夏季休暇の時期に合わせて長期休暇の取得を促す取組みを実施した。

-

事業計画（主な重点施策）	実施状況	KPIの実績
<p>⑤ 風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際、討論の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 本部の主要課題や支部の取組の好事例などを広く職員が共有できるよう、組織内の情報発信の強化に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に取りまとめた「戦略的保険者機能関係等の充実・強化に向けた本部・支部の連携強化の方策」に基づき、支部ごとの課題や重点施策を本部・支部間で共有するため、戦略的保険者機能の推進にあたって中核的な役割を担う本部・支部職員間の意見交換の場を設けた。 職員間のコミュニケーションの促進や、育児休業者等への継続的な情報共有ツールとして、社内報を発行するための検討を進めた。 人事異動をサポートするため、本部及び支部において、それぞれの職場の雰囲気や地域情報を紹介するリーフレット「支部コンシェルジュ」を作成し、全職員が閲覧できるよう電子掲示板に掲載した。 	-
<p>⑥ 支部業績評価を通じた支部の取組の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度通年評価について、結果を取りまとめ支部へ通知した。 	-
<p>II) 内部統制等</p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクの発生抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。 適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を点検し、体系的に整備を進める。 階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> リスクの未然防止の取組について、取組の意義や進め方等の理解促進のため、支部を10ブロックに分け説明会を実施した。その後、全支部において、リスクの洗い出し、分析、評価、対策の策定及び実施までの取組を行った。 全支部において、過去に発生した事務処理誤りの再発防止策の検証・見直しを実施するとともに、年間の事務処理誤り防止策を策定し取り組んでいる。また、大規模な人事異動により、事務処理誤り発生リスクが高まる10月を事務処理誤り防止強化月間とすることとし、9月から準備を開始した。 電子掲示板に事務処理誤り一覧を掲載し、誤りの原因や再発防止策を共有した。また、特に注意が必要な事例については、再発防止のポイント等を月2回のeラーニングにより全職員に周知し、確認した旨をシステム上で報告させ、再発防止策の徹底を図った。 全職員に「内部統制NEWS」を3回発行し、情報管理や業務引継ぎの重要性等について啓発を行った。 	-
<p>② 個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 本部・支部において個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点は是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の保護に関する研修について、職員が重要事項を確実に習得すること及び研修の効果を持続させることを目的に、3回に分けてeラーニングを実施するよう見直し、1回目は、一般的な知識、協会における取扱いや注意事項等を内容として7月に実施した。 本部・支部において個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護の徹底を図った。 	-

事業計画（主な重点施策）	実施状況	KPIの実績
<p>③法令等規律の遵守(コンプライアンス)の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ・本部・支部においてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 ・外部相談窓口(コンプラほっとライン)等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要なのは正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員にコンプライアンスカードを常時携帯させ、行動規範や通報制度に対する意識の醸成を図っているほか、コンプライアンス通信を定期的に発行し、コンプライアンスに関する意識付けを継続的に行っている。 ・新入職員研修において、コンプライアンス、ハラスメント防止及び個人情報保護に関するカリキュラムを設けているほか、全職員を対象としたeラーニングにより、意識の啓発、各種規程の遵守や個人情報保護の徹底を図るなどの取組を行った。 ・管理職及びハラスメント相談員を対象に、eラーニングを活用し、相談を受けた際の適切な対応に関する研修を実施した。 ・外部相談窓口(コンプラほっとライン)等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し、必要なのは正措置を講じた。また、ポスターやコンプライアンス通信などを活用し、相談窓口の周知を行っている。 	-
<p>④災害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に訓練や研修を実施する。 ・業務継続計画書(BCP)など各種マニュアル等について必要な見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部・支部において、災害発生時の安否確認に係る訓練を実施した。 ・新たな取組として、全職員を対象に地震発生時の初動対応に係るeラーニング研修を8月に実施した。 ・災害発生時の本部の初動対応について、分かりやすくフロー図を作成し、マニュアル等とともに本部の各事務室に配備した。 	-
<p>⑤外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員に対し、情報セキュリティの遵守状況を確認する自己点検を5月に実施し、情報セキュリティ管理者に対し、点検結果のフィードバックを6月に実施した。 ・情報セキュリティ研修について、年4回の研修実施計画を定めており、近年のセキュリティインシデント事例を踏まえた内容で教材を作成のうえ、上期は7月と9月に実施した。残りの2回は11月と令和7年1月に実施予定である。 ・標的型メール攻撃のインシデント対応訓練を8月～9月に実施した。 ・CSIRTにおいて、厚生労働省と共同で実施する「情報セキュリティインシデント対応にかかる連携訓練」を10月に実施するための準備を進めた。 ・情報セキュリティインシデント対応に関する知識習得を目的に、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)主催のCSIRT研修や情報セキュリティインシデントに対する研修に参加した。 	-
<p>⑥費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ・調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ・更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告(ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法)を実施する。 <p>■ KPI: 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札においてさらに競争性を高めるため、公告後の複数事業者への呼びかけ、一者応札となった場合における入札説明書取得事業者へのヒアリング(アンケート)、公告期間や契約履行までの期間の十分な確保、複数者からの見積徴取等の方法により、一者応札の削減に努めている。 ・令和5年度の一者応札の割合を本部・支部に周知し、より一層の一者応札案件の削減への取組を促した。 ・各支部の案件ごとの契約先等を記載した一覧表を全支部へ提供し、調達情報を共有することで、類似案件の調達時に複数事業者への呼びかけを容易にできるようにした。 	<p>12.8%(令和6年9月末時点)</p> <p>【参考】 13.3%(前年同月末時点) 9.9%(前年度末時点)</p>

事業計画（主な重点施策）	実施状況	KPIの実績
<p>Ⅲ)システム対応</p> <p>①協会システムの安定運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の基盤的業務(現金給付の支払い等)が停止することがないよう、日々の運行監視やシステムメンテナンス業務を確実に実施する。 ・安定稼働に大きな影響を及ぼす各種サーバーやOSのバージョンアップ等の対応を適切に実施し、協会システムを安定稼働させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティを担保しながら、協会業務の停止につながるようなシステム障害を発生させることなく、かつ、日々のシステム運用・保守業務の品質も担保しながらシステムの安定稼働を実現した。 	-
<p>②制度改正等に係る適切なシステム対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律改正、制度改正及び外部機関におけるシステムの変更等に対し、内外の関係各所と調整しながら確実な要件定義を行い、スケジュールを遵守して適切なシステムを構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上期は、第4期特定健診等実施計画等の実現に向けたシステム対応及び訪問看護レセプトの電子化対応、診療報酬対応やあはき療養費制度改正対応を適切に実施した。 	-
<p>③業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023(令和5)年1月にサービスインした業務システムについて、業務効率化の効果が最大限に得られるよう、システム上の懸案事項や課題を整理し、更なる機能向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月にサービスインしたシステムについては、更なる業務効率化を実現するため、支部からのシステム改修・改善要望等を集約・検証のうえ、業務効率化や事務処理誤り防止に向けたシステム改修を行った。 	-
<p>④中長期を見据えたシステム対応の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請及びマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関するシステム対応を行う。 ・2026(令和8)年に予定している基盤中期更改は、2023(令和5)年1月に導入した各種機器の更改及び製品のバージョンアップ対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月のマイナンバーカードと健康保険証の一体化対応に向け、実行計画書に則り、領域ごとに開発事業者を調達及び設計・構築が完了し、システムテストが滞りなく終了した。当初のスケジュール通り、令和6年10月より受入テストを実施予定である。 ・電子申請については、令和8年1月のサービスインに向け適切に工程を管理し、開発設計等は予定通りに実施した。 ・基盤中期更改においては、設計・開発及び各アプリケーション事業者の調達手続きに係る作業を予定通り終了した。 ・各種基盤機器・製品のバージョンアップ等に伴うテスト及び移行計画の具体化を図っており、今後10月末より参画予定の各アプリケーション事業者も交えて、より計画の詳細化・精緻化を図る。 	-

1. 基盤的保険者機能の盤石化

具体的施策	KPI	R6年度 上期の結果	参考：R5年度末
Ⅱ) 業務改革の実践と業務品質の向上 ②サービス水準の向上	1) サービススタンダードの達成状況を100%とする	100.0%	99.9%
	2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする	95.8%	95.6%
Ⅱ) 業務改革の実践と業務品質の向上 ④レセプト点検の精度向上	1) 協会のレセプト点検の査定率(※)について対前年度以上とする (※) 査定率 = 協会のレセプト点検により査定(減額)した額 ÷ 協会の医療費総額	0.137%	0.156%
	2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	9,879円	8,472円
Ⅱ) 業務改革の実践と業務品質の向上 ⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	1) 返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率を対前年度以上とする	47.08%	63.35%
	2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を対前年度以上とする ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化(健康保険証の廃止)が行われるまでの取組とする	81.76%	82.10%
Ⅲ) DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進	令和6年11月末時点のマイナ保険証の利用率を50%以上とする	-	(新設)

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

具体的施策	KPI	R6年度 上期の結果	参考：R5年度末
Ⅱ) 健康づくり ② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	1) 生活習慣病予防健診実施率を61.7%以上とする	23.2% (9月末)	57.7%
	2) 事業者健診データ取得率を8.8%以上とする	2.4% (9月末)	7.1%
	3) 被扶養者の特定健診実施率を30.3%以上とする	9.4% (9月末)	28.3%
Ⅱ) 健康づくり ③ 特定保健指導実施率及び質の向上	1) 被保険者の特定保健指導実施率を21.5%以上とする	26.4% (9月末)	19.8%
	2) 被扶養者の特定保健指導実施率を18.1%以上とする	42.3% (9月末)	15.6%
Ⅱ) 健康づくり ④ 重症化予防対策の推進	健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする	34.0% (9月末)	(新設)
Ⅱ) 健康づくり ⑤ コラホールの推進	健康宣言事業所数を100,000事業所(※)以上とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	99,308 事業所	94,740 事業所
Ⅲ) 医療費の適正化 ① 医療資源の適正使用	1) 全支部において、ジェネリック医薬品使用割合(※1)を80%以上とする。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする (※1) 内科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする	46支部が達成 (2024年6月診療分)	44支部が達成 (2024年3月診療分)
	2) バイオシミラーに80%(※2)以上置き換わった成分数が全体の成分数の18%(※3)以上とする (※2) 数量ベース (※3) 成分数ベース	-	(新設)
Ⅳ) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	1) ホームページアクセス数を1億3,500万以上とする	58,914,737アクセス	(新設)
	2) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を50%以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする	53.34% 314,967事業所	52.68% 299,538事業所

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

具体的施策	KPI	R6年度 上期の結果	参考：R5年度末
Ⅱ) 内部統制等 ⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	12.8%	9.9%